

# 寄付金控除に関するお願い

事前に以下の2点をご確認くださいますようお願いいたします。

1. その寄付が**住民税の控除対象**になるかどうか
2. 対象の場合、**下図の赤枠内のどの項目に該当**するか

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	特別徴収	自分で納付							
	円	円	円	円	○	○	円	円	円

※ご不明な場合は当会でお調べすることも可能ですが、本日中に指導が終わらない場合や、複数回のご来所が必要となる場合がございますのでご注意ください。